

議案第 4 号

鴨川市特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

鴨川市特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 20 日提出

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

鴨川市特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例（令和 7 年鴨川市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「令和 8 年 3 月 31 日」を「令和 9 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。